

# 浅草ものづくり工房インキュベーションマネージャー業務委託仕様書

## 1. 件名

浅草ものづくり工房インキュベーションマネージャー業務委託

## 2. 委託期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

## 3. 業務履行場所

事業者支援施設「浅草ものづくり工房」(台東区橋場1-36-2)

## 4. 委託内容

(1) 浅草ものづくり工房入居者(以下、「入居者」という)の成長・自立の支援に関すること。

入居者との面談などを通じて、業務の進捗状況を把握するとともに必要な助言を行うこと。また把握した進捗状況は、文書で事業団に報告すること(年2回)

入居者からの相談に随時応じること。

入居者に適切な企業、機関を紹介すること。

入居者同士の交流を促進すること。

入居者の成長・自立に資するイベント等の事業計画を作成し、実施すること。

入居者支援に有効なセミナーを企画・実施すること(年5回以上)

入居者の参考となる図書資料の選定に関すること。

卒業後2年間は卒業生の追跡調査及び情報収集を行うこと。

入居者ミーティングを実施し、展示会などの情報提供を行うこと(月1回)

(2) 地場産業との連携、地域との交流に関すること。

地場産業団体との連絡を密にし、意思の疎通を図ること。

地場産業団体との会合等へ参加すること。

企業に適切な入居者・機関を紹介すること。

地域との交流事業に参加すること。

台東区が行う事業・施策に協力すること。

(3) 入居者の募集・選定・退去に関すること

入居者の募集・選定について、区に助言及び協力を行うこと。

審査員として、入居者の選定を行うこと。

入居者の退去、卒業について、区に助言を行うこと。

(4) PRに関すること

区内外でイベントを実施するなど入居者及び施設に関する情報を発信すること。

施設のHPの管理・運営を行い、定期的に下記の情報をHPで発信すること。

(a)施設及び入居者、卒業生の基本情報

(b)浅草ものづくり工房として実施するイベントの情報

(c)入居者が個別に参加するイベントの情報

(d)その他台東区や地域が行う産業関連情報

マスコミ等の取材に対応すること。

(5) その他

契約が終了し、受託者の変更があった場合には、適切な引き継ぎを行うこと。

その他、インキュベーションマネージャーとして必要な業務を行うこと。

## 5. 委託条件

- (1) 勤務日数は156日以上(月13日以上)とし、原則として施設内事務室に在室すること。また、日報を提出するものとする。  
ただし勤務日については協議の上定めるものとする。
- (2) 勤務時間は1日8時間とする。  
ただし勤務する時間帯については協議の上定めるものとする。
- (3) 本委託に必要な事務室及び備品類は委託者が受託者に無償貸与する。業務の履行に必要な光熱水費、消耗品類は委託者が負担する。
- (4) 事務室等に工作等を行う場合は事前に協議の上、承認を得なければならない。また、契約終了時には受託者の負担で原状回復するものとする。
- (5) 必要があるときは協議の上、この業務内容を変更し、または履行の中止が出来るものとする。

## 6. 契約解除

- (1) 委託期間内に業務を履行しないとき、または履行する見込みがないと認められるとき、契約を解除できるものとする。
- (2) 必要があるときは、協議の上契約を解除できるものとする。

## 7. 委託料の支払方法

本委託業務に関する委託料の支払いは受託者の請求に基づき、1ヶ月毎に支払うものとする。

## 8. その他

- (1) 業務の履行にあたり、知り得た委託者及び入居者に関する秘密を第三者に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。
- (2) ディーゼル車規制に適合する自動車による配送等  
本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
  1. ディーゼル車規制に適合する自動車とすること。
  2. 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車であること。
  3. できるだけ低公害・低燃費な自動車を使用するように努めること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。
- (3) 障害者差別解消法の遵守について  
本契約の履行に当たって、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)及び関係府省庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針を遵守すること。
- (4) 本仕様書に疑義が生じたときもしくは定めのない事項については協議の上定めるものとする。